

岩手県防災会議地震・津波被害想定調査検討部会設置要綱

(設置)

第1条 本県最大クラスの津波浸水想定を踏まえて実施する地震・津波被害想定調査への助言等により、本県の津波防災対策を促進することを目的として、岩手県防災会議条例（昭和37年条例第34号。以下「条例」という。）第4条の規定に基づき、岩手県防災会議に地震・津波被害想定調査検討部会（以下「部会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 部会は、県が実施する地震・津波被害想定調査の実施に関し必要な事項について調査審議し、その結果を岩手県防災会議に報告する。

(部会)

第3条 部会は、別表に掲げる委員及び専門委員により構成する。この場合において、委員及び専門委員の任期は地震・津波被害想定調査が終了するまでとする。

2 部会長は、会務を総理し、会議の議長となり、部会を代表する。

(部会の招集等)

第4条 部会は、部会長が招集する。

(部会の運営)

第5条 部会は、委員及び専門委員の半数以上の出席により開催する。

2 部会の協議事項は、出席した委員及び専門委員の過半数の同意をもって決する。

3 委員は、出席が困難であると認めるときは、その代理人を出席させることができる。

4 部会長は、会議を開催せずに協議を求める必要があると認めるときは、書面による協議をもって、部会の開催に代えることができる。

(事務局)

第6条 部会の事務局は、岩手県復興防災部防災課に置く。

(補足)

第7条 この要綱に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年9月3日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年10月19日から施行する。

別表（第3条関係）

(1) 国の関係機関及び県の関係部局

委 員	東北地方整備局長
委 員	仙台管区気象台 盛岡地方気象台長
委 員	第二管区海上保安本部 釜石海上保安部長
委 員	岩手県復興防災部長
委 員	岩手県農林水産部長
委 員	岩手県県土整備部長

(2) 市町村・住民避難に関する知見を有する者

委 員	岩手県市長会 釜石市長
委 員	岩手県町村会 理事（普代村長）
委 員	公益財団法人 岩手県消防協会長
委 員	岩手県婦人消防連絡協議会長

(3) 国の日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震対策検討ワーキンググループメンバー

専 門 委 員	東北大学災害科学国際研究所所長・教授 今村 文彦
専 門 委 員	新潟大学危機管理本部危機管理室教授 田村 圭子

(4) 本県の地震・津波対策に精通している学識者

専 門 委 員	岩手大学名誉教授 齋藤 徳美
専 門 委 員	岩手大学理工学部教授 越谷 信
専 門 委 員	岩手大学理工学部教授 南 正昭
専 門 委 員	岩手医科大学救急・災害・総合医学講座 災害医学分野教授 眞瀬 智彦